

○事前にご連絡をいただいた修正事項

旧	新
<p>また、事業統合した場合の水道料金のあり方についても審議を重ねたが、1市1水道とした場合は、原則として水道料金も統一すべきであり、また、同水準の水道水の対価である水道料金は同一でなければならないことなどから、<u>水道料金についても統一する必要があると考える。</u></p>	<p>また、事業統合した場合の水道料金のあり方についても審議を重ねたが、1市1水道とした場合は、原則として水道料金も統一すべきであり、また、同水準の水道水の対価である水道料金は同一でなければならないことなどから、<u>水道料金についても統一する必要があると考える。</u></p> <p style="color: red;">統一にあたり現行の井原地区の上水道の料金を基準とすることについて賛否の意見があったが妥当と判断した。</p>

旧	新
<p>(4) 改定方法(段階的な引上げ・引下げ)について</p> <p>答申</p> <p>一律に3年で段階的に改定すべきと考える。</p>	<p>(4) 改定方法(段階的な引上げ・引下げ)について</p> <p>答申</p> <p style="color: red;">料金改定に係る地区ごとの影響・住民感情に最大限配慮し、井原地区は3年、芳井地区は5年で段階的に引上げ、美星地区は1年で引下げるのが妥当と考える。</p>

旧	新
<p>(8) 付帯意見</p> <p>① 料金改定にあたっての注意事項</p> <p>・使用者等への周知を図り、理解を求めること。</p>	<p>(8) 付帯意見</p> <p>① 料金改定にあたっての注意事項</p> <p>・使用者等へ広報や住民説明会などにより周知を図り、理解を求めること。</p>